

高石・和泉地区  
堺・高石・和泉地区は

# 「未受診」実数把握を要請

## 堺市教育委「22年度は再開」



堺市教育委員会との懇談の様子＝22年12月21日、堺市役所内

加し、学校歯科健診後の「未受診」児童の実数把握を要請した。

堺市は2019年の協会の要請により、19年度、20年度には学校歯科健診で要受診の診断を受けた児童のうち未受診になっている児童数の実数把握に取り組んできた。しかし、21年度には、実数把握を中断したことから懇談の実施に至った。

実数把握の中断について担当者は、「コロナにより21年度は7月まで学校健診を実施しないよう各校に通知を发出了。これにより健診の実施時期がずれ込み、受診時期が年度をまたぐケースもあったため調査できなかった」と回答。協会の要請に対し、「調査の意義は理解しており、22年度健診については調査を再開する」と応じた。

また統計が現状作業での集約になっていることに対し、既存の統計システムの活用などについて意見を交わした。担当者は「システム改修の要望をあげたい」と応じた。

学校歯科健診後の未受診児童の受診状況の把握は、未受診児童を受診につなげるだけでなく、「口腔崩壊」状態の児童を把握し、改善につなげる機会でもある。実数把握について行政が責任を持って取り組むよう引き続き求めていく。

# 別なき社会へ



【第2回】

# 裁判を通して見えてきた女性差別の背景

医学部入試における女性差別対策弁護団 弁護士 神原みわ子

## 順天堂大学医学部入試訴訟

2018年、複数の大学が医学部入試において、性別や現浪別に異なる合格判定基準を用いる等していたことが発覚し、社会に衝撃を与えた。この問題発覚後、当弁護団では多くの女性受験生、元受験生（現医大生、医師、他職種社会人等）から相談、依頼を受け、東京医科大学、順天堂大学、聖マリアンナ医科大学を提訴するに至りました。第2回連載では19年6月20日に提訴した順天堂大学訴訟について述べます。

同大学は医学部入試において、ある一定順位以下の女性受験生に対して、東京地裁において判決が言い渡

されました。東京地裁は「憲法14条1項は性別による不合理な差別的取扱いを禁止し、また学校教育法の規定に基づいて定められた大学設置基準2条の2は、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜すべき旨を定めている」と性別という属性のみによって一律に不利な取扱いをすることは、本来医学部の入学試験の目的で

あるはずの医師としての資質や学力の評価とは直接関わりのない事柄によって合否の判定がされることになり、本件判定基準は、不合理な差別的取扱いであるといふべきである」と判示しました。そして同大学に対し、合否への影響を問わず慰謝料等の支払いを命じました。

京医大の女性差別を医師の65%が『理解できる』と答えた真の理由。

出産を理由に育児、家事を女性が主担当と分類され、その分類を前提として、出産育児で離職・休職する女性医師を労働力のロスと捉える認識、その認識に基づく労働環境が、病院、医師、社会で形成されてしまっている結果、一部の大学の医学部入試が採用試験的色彩を帯びてしまっている、女性差別につながった、という印象を持ちました。

しかし、これらは全てこれまで積み上げられてきた現状を前提とした認識、労働環境です。性差別を是認

する根拠にはなりません。社会のあるべき姿は憲法が定めており、その憲法の人権保障の1つとして性差別を禁じています。今回の問題で言えば、女性がただ女性であるというだけで、医師を目指し、医師となり、医師であることを妨げられるという状況を、許容する社会であってはならないのです。21年度の全国の医学部入試で女性受験生の合格率が男性受験生の合格率を初めて上回りました。不正入試が是正されたためと分析されています（例：共同通信22年2月16日付「医学部合格率、初めて男女逆転 21年度、差別是正か」）。

医学部入試における差別の是正が、女性医師増加につながり、それが少しずつでも医師の労働環境等、困難な問題の改善につながっていくことを願います。そして、問題を改善していくには病院、医師、社会全体で理解を深め、協力していくことが必要であると感じました。

最後に、順天堂大学訴訟で約3年間闘った原告の方々、東京医大訴訟、聖マリアンナ医科大学訴訟については係争中の原告の方々に敬意を表したいと思います。（つづく）

## 経過措置の期限迫る

# 「歯初診」新基準研修会受講を

2022年診療報酬改定で「初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）」の研修要件が変更され、新興感染症に対する対策が追加された（以下「新基準」）。そのため、新基準の研修を図の有効期間内に受講することが求められている。協会では、新基準に対応した歯初診の研修会を順次開催している。

図 「歯初診」施設基準の経過措置

旧基準の研修を2021年3月以前に受講	→	2023年3月まで有効
旧基準の研修を2021年4月～2022年3月に受講	→	受講日から2年間有効
新基準の研修を受講	→	受講日から4年間有効

## 「歯初診」研修会の開催日程

▶ 2月18日（土） 18:00～18:30	会場：M&Dホール	会費：1千円
▶ 3月25日（土） 18:30～19:00	講師：社保研究部講師団	定員：各80人
持ち物：「絵で見る色でわかる歯科の院内感染防止策」		
※遅刻・早退時は終了証を発行できません		

# 協会行事案内

お申し込みは右のQRコードから協会行事予定の「お申込み」へ



【会員限定】  
2022年度改定を踏まえた歯科医療のこれからを考える

日時 2月11日（土・祝） 13時～15時  
会場 M&Dホール（保険医会館東隣り）  
講師 田辺隆氏（全国保険医団体連合会副会長）  
会費 無料 定員 80人

2月度生涯研修  
「基礎」と「臨床」がにつながる歯周解剖

—歯周病専門医が語る、自からウロコ、ペリオ＆インプラント—

日時 2月12日（日） 10時～13時  
会場 M&Dホール（保険医会館東隣り）  
講師 牧草一人氏（牧草歯科医院院長）  
会費 3千円、未入会者1万円 定員 80人

市民公開映画上映会  
わが青春つきるとも伊藤千代子の生涯

日時 2月23日（木・祝） 10時～12時  
会場 M&Dホール（保険医会館東隣り）  
会費 無料 定員 80人

医科・歯科経税部共催  
確定申告直前学習会

日時 2月23日（木・祝） 10時30分～12時30分  
会場 保険医会館5階  
講師 山本佐代子氏（協会税理士団）  
会費 無料 定員 30人

近畿反核医師懇談会主催・市民公開講演会  
沖縄と核の恐怖と隣り合わせの島で

日時 2月23日（木・祝） 15時～17時  
会場 M&Dホール（保険医会館東隣り）  
講師 松岡哲平氏（NHK広島放送局ディレクター）  
会費 無料 定員 60人

3月度生涯研修  
「知っておきたい抜歯時の偶発症とその対応について」

日時 3月5日（日） 10時～13時  
会場 M&Dホール（保険医会館東隣り）  
講師 雨河茂樹氏（市立池田病院歯科口腔外科主任部長）  
会費 3千円、未入会者1万円 定員 80人

無料相談

【税務】	2月15日（水）	14時～17時
【雇用】	2月16日（木）	14時～16時
【法律】	3月6日（月）	14時～16時

※会場は保険医会館。1週間前までに要申し込み

参加ご希望の方は、必ず事前にお申し込み下さい。M&Dホールは保険医会館東隣りです。